

令和6年度 第1回 川島町都市計画審議会 議案

諮問事項

議案第1号 川越都市計画道路の変更について（埼玉県決定）

目 次

(諮問事項)

議案第 1 号 川越都市計画道路の変更について（埼玉県決定）

議案第 1 号 川越都市計画道路の変更について（埼玉県決定）

1. 変更内容

都市計画道路中、3・5・22 号伊草戸守線及び 3・5・24 号吹塚南園部中山線を次のように変更する。

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・5・22 号伊草戸守線	約 4,830m	2 車線 (－)	15m	・ 一部区域の変更 ・ 車線数の決定
3・5・24 号吹塚南園部中山線	約 1,370m (約 1,360m)	2 車線 (－)	13m (12m)	・ 一部区間の線形変更 ・ 一部区域の変更 ・ 幅員の変更 ・ 延長の変更 ・ 車線数の決定

括弧内は変更前を示す。

2. 変更の理由

3・5・24 号吹塚南園部中山線について、将来交通需要に基づいた検証を行った結果、安全で円滑な交通を確保することを目的に、道路幅員及び線形を変更し、併せて車線の数をもとに 2 と定めるものです。

また、3・5・24 号吹塚南園部中山線の変更に伴い、接続する 3・5・22 号伊草戸守線の一部区域を変更し、併せて車線の数をもとに 2 と定めるものです。

3. 経緯と概要

説明会	令和 5 年 6 月 18 日
計画案の縦覧	令和 6 年 4 月 16 日から 令和 6 年 4 月 30 日まで ※意見書あり
市町村の意見聴取	令和 6 年 5 月 16 日
川島町都市計画審議会	令和 6 年 6 月 26 日
埼玉県都市計画審議会	令和 6 年 8 月上旬（予定）
計画変更告示	令和 6 年 8 月中旬（予定）

川越都市計画道路の変更について(埼玉県決定)

変更内容

3-5-22号 伊草戸守線

- ・ 一部区域の変更
- ・ 車線数の決定

3-5-24号 吹塚南園部中山線

- ・ 一部区間の線形変更
- ・ 一部区域の変更
- ・ 幅員の変更
- ・ 延長の変更
- ・ 車線数の決定

3・5・22号 伊草戸守線

- ・ 一部区域の変更
- ・ 車線数の決定

3-5-24号 吹塚南園部中山線

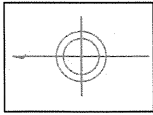
- ・ 一部区間の線形変更
- ・ 一部区域の変更
- ・ 幅員の変更
- ・ 延長の変更
- ・ 車線数の決定

議案第 1 号

川越都市計画道路の変更について(埼玉県決定)

計画図

変更前



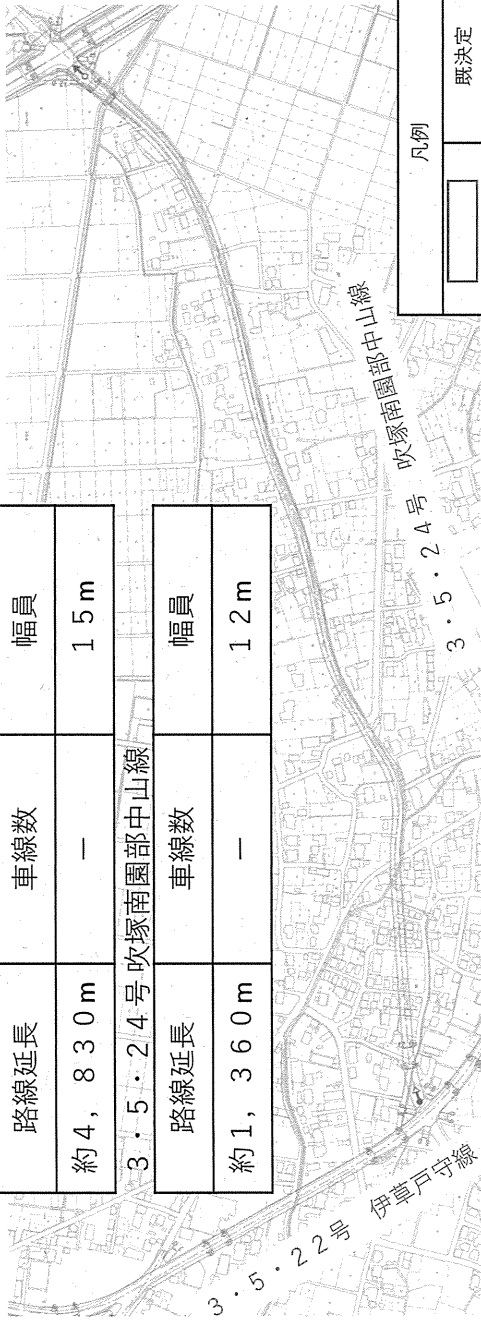
3・5・22号伊草戸守線

路線延長	車線数	幅員
約4, 830m	—	15m

3・5・24号吹塚南園部中山線

路線延長	車線数	幅員
約1, 360m	—	12m

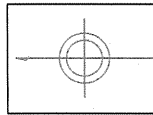
0 50 100m



凡例

既決定

変更後



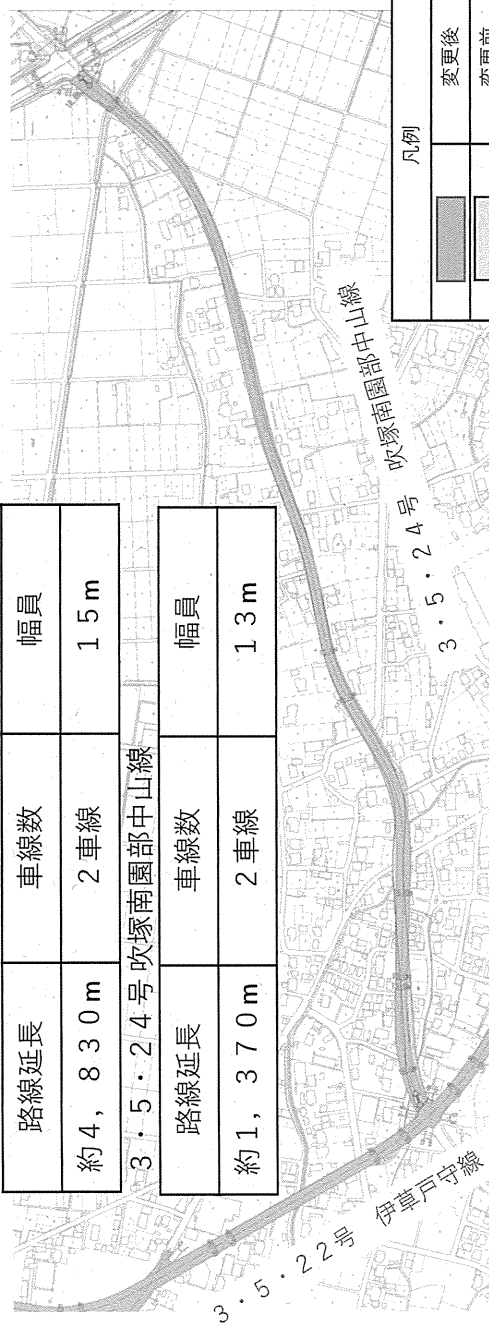
3・5・22号伊草戸守線

路線延長	車線数	幅員
約4, 830m	2車線	15m

3・5・24号吹塚南園部中山線

路線延長	車線数	幅員
約1, 370m	2車線	13m

0 50 100m



凡例

変更後

変更前

川越都市計画道路の変更（埼玉県決定）

1. 都市計画道路中 3・5・22 号伊草戸守線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の 交差の構造	
幹線街路	3・5・22	伊草戸守線	川島町 大字伊 草字上 宿並	川島町 大字戸 守字荒 神前	川島町 大字中 山字一 楽	約 4,830m	地表式	2車線	15m	自動車専用道路 と立体交差1箇所 幹線街路と平面 交差3箇所	
	3・5・24	吹塚南園部中山線	川島町 大字吹 塚字久 保町	川島町 大字中 山字内 袋	川島町 大字南 園部字 内袋	約 1,370m	地表式	2車線	13m	幹線街路と平面 交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・5・24号吹塚南園部中山線について、将来交通需要に基づいた検証を行った結果、安全で円滑な交通を確保することを目的に、道路幅員及び線形を変更し、併せて車線の数をもとに定めるものです。

また、3・5・24号吹塚南園部中山線の変更に伴い、接続する3・5・22号伊草戸守線の一部区域を変更し、併せて車線の数をもとに定めるものです。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、川越都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 川越都市計画区域の位置等

川越都市計画区域は、都心から約40km圏、埼玉県の中央部に位置しています。

また、川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、川越市、日高市及び川島町の行政区域の全域です。

【3・5・22号伊草戸守線】

本路線は、川島町大字伊草字上宿並を起点とし、川島町大字戸守字荒神前に至る延長約4,830m、幅員15mの幹線街路です。

【3・5・24号吹塚南園部中山線】

本路線は、川島町大字吹塚字久保町を起点とし、川島町大字中山字内袋に至る延長約1,360m、幅員12mの幹線街路です。

II. 変更の理由

3・5・24号吹塚南園部中山線について、将来交通需要に基づいた検証を行った結果、安全で円滑な交通を確保することを目的に、道路幅員及び線形を変更し、併せて車線の数と定めるものです。

また、3・5・24号吹塚南園部中山線の変更に伴い、接続する3・5・22号伊草戸守線の一部区域を変更し、併せて車線の数と定めるものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・5・22号伊草戸守線	約4,830m	2車線 (一)	15m	・一部区域の変更 ・車線数の決定
3・5・24号吹塚南園部中山線	約1,370m (約1,360m)	2車線 (一)	13m (12m)	・一部区間の線形変更 ・一部区域の変更 ・幅員の変更 ・延長の変更 ・車線数の決定

括弧内は変更前を示す。

IV. 関連する都市計画

なし